

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																				
九州CTB 理容美容専門学校	昭和31年4月12日	西田真紀	〒 805-0061 (住所) 福岡県北九州市八幡東区西本町2丁目2番1号-201号 (電話) 093-663-2223																				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																				
学校法人国際学園	昭和34年10月13日	水嶋昭彦	〒 802-0077 (住所) 福岡県北九州市小倉北区馬借1丁目1番2号 (電話) 093-531-5331																				
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																		
衛生	衛生専門課程	美容科		令和3年度文部科学省 認定	-																		
学科の目的	人々の美しさを最大限に引き出すことが美容師として課せられた使命であると考え、そのために必要とされるより実践的で専門的な知識や技術を修得させ、自らも美しく輝きながら社会に貢献できる人材の育成を目指す。																						
認定年月日	令和5年3月27日																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
2 年	昼間	67	18	19	30	0	0																
単位																							
生徒総定員	生徒実員	留学生数 (生徒実員の内数)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																		
80人	54人	0人	4人	11人	15人																		
学期制度	■前期: 4月 1日~ 9月30日 ■後期: 10月 1日~ 3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 評価の基準: 優・良・可・不可の4段階評価 評価の方法: 試験やレポートなどによる総合評価																			
長期休み	■夏期: 8月上旬から 8月下旬までの間で本校が定めた期間 ■冬期: 12月下旬から 1月上旬までの間で本校が定めた期間 ■春期: 3月下旬から 4月上旬までの間で本校が定めた期間		卒業・進級 条件	卒業要件: 所定の修業年限以上在学し、履修しなければならない授業科目の単位の全てを修得 進級要件: 単位制につき未修得単位授業科目の有無に関わらず進級																			
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 個別面談の実施 個別の技術指導の実施		課外活動	■課外活動の種類 (例) 学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 学園祭、学生技術大会、業界団体の技術大会 ■サークル活動: 無																			
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和3年度卒業生) 美容サロン、ネイルサロン、エステティックサロン ■就職指導内容 企業説明会、就職支援団体による就職説明会 ■卒業生数 : 37 人 ■就職希望者数 : 37 人 ■就職者数 : 37 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 (令和 3 年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)		主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報) <table border="1"> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> <tr> <td>美容師</td> <td>②</td> <td>37人</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①~③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例) 認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	美容師	②	37人	36人								
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																				
美容師	②	37人	36人																				
中途退学 の現状	■中途退学者 2名 ■中退率 3% 令和 3年 4月 1日時点において、在学者 70名 (令和 3年 4月 1日入学者を含む) 令和 4年 3月31日時点において、在学者 68名 (令和 4年 3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 個別面談の実施																						
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 早期入学決定者40名まで学費5万円免除、オープンキャンパスポイント制 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																						
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: - 受審年月: - 評価結果を掲載したホームページURL -																						
当該学科の ホームページ URL	https://ctb.ac.jp/pages/24/																						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

美容師に必要となる基礎知識および衛生管理技術をはじめ、時代に即した美容技術の修得を目指す。具体的には、お客さま一人一人のご要望に添った髪型をつくることはもちろん、お客さまをより輝かせて幸せにし、笑顔になって頂ける美容施術ができる美容師を養成するために、美容現場における企業等からの提案を受けながら、これに即した教育課程の編成を目指すことを目的に教育課程編成委員会を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校は、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業や業界団体との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成(授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を含む。)に活かすことを目的に、学科毎に教育課程編成委員会を設置してこれを学校長の下に置く。委員会は6月と11月の年2回の開催を原則とし、業界における人材の専門性等の動向、国または地域の産業振興の方向性、実務に必要な最新の知識・技術・技能等について協議した上で、委員会における審議事項に採択するか否かを決定する。審議結果は学科におけるカリキュラム検討会議で審議された後、校長の許可を経て決定する。なお、委員会における審議結果は可能な限り教育課程に反映させることに努め、次回の委員会においてその反映状況や結果について報告して、改めて委員会において審議する場合がある。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年9月1日現在

名前	所属	任期	種別
城井 正雄	SPCGLOBAL(北九州本部長)	令和3年4月1日 ~令和5年3月31日(2年)	①
武田 英紀	株式会社amon(代表取締役)	令和3年4月1日 ~令和5年3月31日(2年)	③
森田 純	株式会社ダリア(北九州営業所長)	令和3年4月1日 ~令和5年3月31日(2年)	③
味村 吉浩	九州CTB理容美容専門学校(副校長)		—
宮崎 和代	九州CTB理容美容専門学校(美容科学科長)		—
溝島 千春	九州CTB理容美容専門学校(美容科教員)		—

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①~③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員
(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、11月)

(開催日時(実績))

令和3年度第1回 令和3年6月29日 10:00~12:00

令和3年度第2回 令和3年11月22日 10:00~12:00

令和4年度第1回 令和4年6月20日 16:00~18:00

令和4年度第2回 令和4年8月8日 13:00~15:15

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会で提起された主な意見

(令和3年度第1回)

- ①(美容実習)サロンワークを重視した実習内容の検討をすべきである。
- ②(マツエク)サロン現場の求める技量に到達した学生を輩出できるか検討すべきである。
- ③(教育課程の指定なし)離職率低下を阻止するための施策を授業の中で行えないかを検討すべきである。

(令和3年度第2回)

- ①(エステティックⅠ・Ⅱ)男子学生のエステにおける講義内容を検討されたい。
- ②(接遇)職業現場での接客や「動き」のロールプレイを接遇という単位の中に組み込めることが可能かを検討すべきである。
- ③(作品制作)これまでのカットウィッグの消費量を精査し、効率良く国家試験合格に導くためのカリキュラムを検討すべきである。

(令和4年第1回)

- ①(美容実習)カラーリングの白髪染め・ブリーチの違い等、基礎技術の修得を図るべきである。
- ②(接遇)実務実習の学生レポートの見直しを図るべきである。
- ③(接遇)実務実習の学生が行うべき業務内容を明記し、評価表も見直すべきである。
- ④(美容実習)カット練習教材のポリカを採用し、教育に取り入れることを検討すべきである。

(令和4年第2回)

- ①(美容実習)カラーリングの評価項目、評価基準を見直すべきである。
- ②(接遇)実務実習における学生のレポートを、サロン情報として役立てるべきである。
- ③(接遇)今後の実務実習のあり方を見直すべきである。
- ④(接遇)離職率を下げるための社会人研修を取り入れるべきである。
- ⑤(美容実習)設備がないバックシャンパーの技術修得方法を検討すべきである。

提起された意見に対する対応(反映させた授業科目等)

(令和3年度第1回)

- ①(美容実習)本年度より教員特性に応じた配置を試みており、サロンワーク系の授業にはサロン実務中の教員に指導してもらっている。どのような成果になるかを静観している。
- ②(マツエク)学校でのトレーニングには限界があると感じているが、本校の授業内容がサロンが求める学生レベルに到達可能かどうかの精査が必要である。これは実際にヒアリングしてみないと分からないので、このことから着手する。
- ③(教育課程外/ガイダンス等で対応予定)現在は単位としての授業ではないが、将来は選択必修に組み込みたいと考えている。授業である以上当然、評価があるので、単位設定可能となるようにデザインしていく。

(令和3年度第2回)

- ①(エステティックⅠ・Ⅱ)男性美容師が女性の顔や体を手技することはほぼないため、ヘッドスパの講義を導入するなど男子学生の講義内容を工夫する。
- ②(接遇)職業現場それぞれでオペレーションは違うため、基本型を構築することから始める。
- ③(作品制作)ウィッグでの練習量を減らしても国家試験合格が可能なコーチングスキルは各教員に備わっていると思われるが、エビデンスは経験値としか言えないため、これを見える化し形式知として定着させる。

(令和4年第1回)

- ①(美容実習)白髪・おしゃれ染めの塗布の区別、補色の関係、染毛のメカニズムの知識、技術手順の確認、採点形式を取り入れていく。
- ②(接遇)サロンのスタッフ年齢や客層、お客様との会話等、客観的にサロンを見られるようなレポートへと見直しを行う。
- ③(接遇)定められた実習の技術内容の項目を記載し、それを評価できる評価表へ見直しを行う。
- ④(美容実習)教員でポリカの使用法を見直し、カリキュラムへの取り入れ方を検討する。

(令和4年度第2回)

- ①(美容実習)ウィッグの取扱いの項目を追加し、合格、不合格の基準も踏まえ、評価基準を検討していく。
- ②(接遇)ゲーグルフォームを活用し、提出された学生のレポートをもとにアンケートの集約を行う。
- ③(接遇)評価表の技術項目の施術内容は実習生にはさせることができないという現状から、評価表の再編成を行うとともに、実習生が実際に現場で技術に携わることができる実習方法を考える。
- ④(接遇)人間関係を円滑にするためのコミュニケーションの取り方、お金の使い方等、社会人新人研修のような研修を接遇として在学中から取り入れていく。
- ⑤(美容実習)バックシャンパーが主流となっているが、本校には設備がないため、代替案としてバックシャンパーの手技練習やホースの持ち方の練習をビデオ等でカリキュラムに取り入れる。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

美容現場において実際の業務に携わる美容師によって基本的な技術指導を行うほか、実際の美容現場で用いる技術指導へと発展させていくことを基本方針とする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

美容の現場において実際の業務に携わるとともに、そこに勤務する美容師に対して実務指導も行っている美容師による指導を行う。国家試験の実技試験に必要な基本的な技術指導を行うほか、それを美容現場で用いる技術指導へと発展させ、より実践的で専門的な知識や技術の修得へと導く。実習を通して知識については口頭試問を、技術については技能試験を実施し、連携企業の指導者および学科教員の双方によって総合的な評価を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
美容実習	道具の名称、使用目的の理解、各単元の基礎技術の理解と技術を修得し、さまざまな美容業の種類と知識を身につける。また、美容の業務を安全に実施するため、作業姿勢、取扱いを把握する。また2年次では国家資格条件は技術のみではなく衛生試験があることを念頭に置き、日常から公衆衛生の注意徹底をする。1年次に修得した基礎技術の応用を実践で学ぶ。	サロンド・アール 総合美容-FUU

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員研修規程に基づき、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」および「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」の機会を確保する。研修は事業年度の開始までに教職員から希望する研修について研修計画の報告を求めるほか、本校が必要と認める研修計画も含めて、本校としては教職員が積極的に研修を受ける機会を提供する。なお、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」は最新のヘアスタイルをはじめとする美容知識や技術を修得して、学生指導に還元できるようにすることを目的とする。また、「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」は、教員としての自覚を持ち、より実践的な知識および技術を持つことはもちろん、学生の習熟度や個性を見極め、学生のモチベーションを高めることができるような指導ができるようにすることを目的とする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名：九州地区理容師美容師養成施設教職員研修会	連携企業等：(公財)日本理容美容教育センター
期間：令和3年10月25日(月)	対象：学科専任教員1名
内容：「世界への挑戦」ヘアデザイナーとカラー ほか	

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名：九州地区理容師美容師養成施設教職員研修会	連携企業等：(公財)日本理容美容教育センター
期間：令和3年10月25日(月)	対象：学科専任教員1名
内容：健康・運動スポーツと教育	

研修名：美容師実技試験委員事前研修会	連携企業等：(公財)理容師美容師試験研修センター
期間：令和4年1月17日(月)	対象：学科専任教員1名
内容：ワインディング作品例10体採点 ほか	

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名：松風公認制度	連携企業等：日本アイラッシュ総研松風
期間：令和4年8月8日(月)	対象：学科専任教員1名
内容：まつ毛エクステンションの基礎技術修得	

研修名：化粧品検定試験資格取得対策講座及び試験	連携企業等：(一社)日本化粧品検定協会
期間：令和4年11月(予定)	対象：学科専任教員1名
内容：化粧品検定2級、1級取得に向けた対策講座	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 美容化粧品指導資格取得講習会	連携企業等: (公財)日本理容美容教育センター
期間: 令和4年6月6日(月)～17日(金)(予定)	対象: 学科専任教員1名
内容: 美容化粧品の指導資格を取得するための講義	
研修名: 学生指導に資するモチベーション理論	連携企業等: 北九州市立大学大学院
期間: 令和4年8月1日(月)	対象: 学科専任教員3名
内容: 学生のモチベーションを引き出す工夫理論と経験から	
研修名: 九州地区理容師美容師養成施設教職員研修会	連携企業等: (公財)日本理容美容教育センター
期間: 令和4年10月24日(月)～25日(火)	対象: 学科専任教員2名
内容: 未定	
研修名: まつ毛エクステンション指導者養成研修会	連携企業等: (公財)日本理容美容教育センター
期間: 未定	対象: 学科専任教員1名
内容: 技術者を養成するに足る指導者として、知識及び技能を習得し、その資格を取得する。	

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価を推進するために、学則第27条第1項(6)および学則施行細則第67条に規定した「学校関係者評価委員会」を設置した。この委員会は、関係団体役職員・高等学校の校長・同窓会役員等の学外関係者のみで組織し、学内組織である「自己点検・自己評価委員会」から出された点検および評価結果をもとにさまざまな方面から検討・協議することを責務とする。本校は、学校関係者評価委員会からの提言等をもとに、より良い学校を訴求していく。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	理念・目的・育人人材像、特色、将来構想
(2) 学校運営	運営方針、事業計画、運営組織、処遇、意思決定、情報システム
(3) 教育活動	業界ニーズ、到達レベル、カリキュラム、評価体制、評価基準、指導体制
(4) 学修成果	就職率、資格取得率、退学率、社会的活動
(5) 学生支援	就職・進学指導体制、相談体制、経済的支援体制、生活環境、保護者連携他
(6) 教育環境	施設・設備、学外実習等、防災体制
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動、入学選考基準、学納金
(8) 財務	財務基盤、予算・収支計画、会計監査、財務情報公開
(9) 法令等の遵守	設置基準、個人情報、自己評価と公開
(10) 社会貢献・地域貢献	学校教育資源の活用、ボランティア活動
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会で提起された意見

- ①(基準3/教育活動)業務の固定化は分野のスペシャリストを生み緊急時において迅速な対応を行えるが、全教員のレベルアップを図れるよう全教員が経験できる体制づくりが必要である。
- ②(基準5/学生支援)退学者を出さないために、担任や科に偏らず、全職員の共通理解が必要である。
- ③(基準7/学生の募集と受け入れ)教育活動のみならず、広報活動は大変だが重要な項目なので、今後も積極的に取り組んで頂きたい。
- ④(基準10/社会貢献・地域貢献)コロナ禍で何かと規制はあり、貢献したくてもできないときもあるが、そのような中においてもできることを模索することが必要である。

提起された意見に対する対応

- ①(基準3/教育活動)スペシャリストの重要な仕事の一つは次のスペシャリストを作ることである。従って、スペシャリストは自分の業務を書面に起こすなど形式知化し誰が見ても理解しうる資料を作成しておく。
- ②(基準5/学生支援)何故退学者が出たのかを共有することから始める。「退学者＝科の落ち度」といった捉え方をするのはなく、「退学者＝学習の機会」と位置づけ意見交換を行う必要がある。しかしながら、指導方針を否定などのディスカッションは情報をブラックボックス化する恐れがあるので、ポジティブな思考をベースにディスカッションを行いその上で気づきを促し、たとえ改善がアドバイザーの希望通りでなくとも、それを受け入れてわずかな成長を評価し合う会議を開催する。
- ③(基準7/学生の募集と受け入れ)広報部は教員のタイプを理解していると思われるので、ガイダンスの際その高校に合った教員を指名し、効率良く「打率」を上げるように戦略的差配を行う。
- ④(基準10/社会貢献・地域貢献)企業によってCSR(企業の社会的責任)活動は不可欠であり、才色健美という本校の理念において技術だけでなく心の育成とCSRとをリンクさせる必要がある。学生の年齢においては評価のフィードバックが最も重要で、それのみが次なるモチベーションとなると言っても過言ではない。実行した活動の後の評価が学生に伝わるような活動自体をデザインする。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
千々和 隆生	学校法人能美学園星琳高等学校(参与)	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	地域団体 役職員
安部 和則	北九州理容連盟(副会長)	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	関係団体 役職員
町田 その子	北九州市立高等理容美容学校(卒業生)	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL : <https://ctb.ac.jp/pages/48/>

公表時期 : 令和4年6月14日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

前述「4. (2)専修学校における学校評価ガイドライン」に準拠した内容についての自己点検・自己評価結果を学校関係者評価委員会に提示する。同委員会から得られた提言に対する本校および学科の見解や対応等については、本校ホームページ上で企業等の学校関係者に対して情報の提供を行う。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育理念、学校の特徴、施設設備、教育目標および授業実施計画、校長名、所在地、連絡先等、その他の諸活動に関する計画
(2)各学科等の教育	学科紹介、資格取得内容、シラバス、募集要項(選考方法と募集定員)
(3)教職員	教育情報
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組、実技・実習等の取組、就職支援等の取組み
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動
(6)学生の生活支援	指定寮およびアパート等紹介、学生相談、就学支援
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金制度
(8)学校の財務	貸借対照表、事業活動収支計算書
(9)学校評価	自己点検自己評価・学校関係者評価委員会評価
(10)国際連携の状況	外国の学校等との交流状況
(11)その他	国家試験合格率

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL : <https://ctb.ac.jp/pages/48/>

公表時期 : 令和4年8月2日

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科)													
分類	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択											
1	○		関係法規	美容師法に関連する衛生法規の内容を体系的に理解し、美容の業を行うにあたり必要な衛生法規から美容所を開設する場合に必要なとなる法令について修得する。	2通	30	1	○			○		○
2	○		衛生管理	美容の業を行うにあたり適切な衛生管理が行えるよう、公衆衛生・環境衛生、感染症の3分野を体系的に関連付けて理解し、美容所での衛生環境を保てる知識と実力を身につける。	1通 2通	90	3	○			○		○
3	○		保健	1年次では、美容の業を行うにあたり必要な人体の構造及び機能について学習する。2年次では、1年次で学んだ人体の構造及び機能のうち、美容の業に最も関係が深い皮膚科学の分野に特化して学修する。	1通 2通	90	3	○			○		○
4	○		香粧品化学	美容の業を行うにあたり必要な香粧品の知識を身につけ、安全に使用することができるようにする。	1通 2通	60	2	○			○		○
5	○		運営管理	美容師国家試験に合格できるだけの「経営」についての知識を修得する。ひいては、就職してから「従業員」としてマネジメントのキャリアをスタートするが、経営者として成長していくために必要な基礎的知識の修得を目指す。	2通	30	1	○			○		○
6	○		美容技術理論	優れた美容技術は経験によってだけ得られるものではなく、合理的な方法によって実践されなければならない。美容技術理論を学ぶことによって、美容技術の修得を容易にする。	1通 2通	150	5	○			○		○
7	○		文化論	美容の業を行うにあたり、知っておくべき美容の文化史から資格制度の変遷などを学ぶ。自分たちが携わることとなる美容の業の文化史を体系的に学び、国家試験に合格できる知識の修得を目標とする。	1通 2通	60	2	○			○		○
8	○		美容実習	1年次では道具の名称、使用目的の理解、各単元の基礎技術の理解と技術を修得し、さまざまな美容業の種類と知識を身につける。また、美容の業務を安全に実施するため、作業姿勢、取扱いを把握する。国家資格条件は技術のみではなく衛生試験があることを念頭に置き、日常から公衆衛生の注意徹底をする。2年次では1年次に修得した基礎技術の応用を実践で学ぶ。	1通 2通	900	30			○	○	○	○

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講 義	演 習	実験・実習・実技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
必修	選択必修	自由選択													
9	○		エステティックⅠ	身体の組織や器官の活動を助け、身体内部の生理機能に働きかけることで新陳代謝を促し、美しく健康的な状態を作り出すさまざまな技術を理解、実践していく。	1通	60	2		○		○			○	
10	○		エステティックⅡ	身体や皮膚の生理に基づいた基本を理解し、正しい知識と理論に裏付けられた施術を繰り返し行うことで、スムーズで安全な手技を修得する。	2通	60	2		○		○			○	
11	○		ネイルⅠ	指先に関する正しい知識と技術、最新のネイル理論を修得する。	1通	60	2		○		○			○	
12	○		ネイルⅡ	ジェルネイル検定初級及び日本ネイリスト検定試験3級レベルの合格技術を修得する。正しく安全に技術を行うための爪や体の知識の学習は勿論、相モデルを通してサービス業としての身だしなみや心得を身につける。	2通	60	2		○		○			○	
13	○		情報技術Ⅰ	美容の業を行うにあたり必要な情報技術を学び、美容業の実務において実践できるだけの実務能力を身につける。主に情報モラルとセキュリティ、文章作成ソフト、表計算ソフトについて学ぶ。	1通	60	2		○		○			○	
14	○		情報技術Ⅱ	美容の業を行うにあたり必要な情報技術を学び、美容業の実務において実践できるだけの実務能力を身につける。主にプレゼンテーションソフトと情報スキルアップについて学ぶ。	2通	60	2		○		○			○	
15	○		メイク	道具のセッティング、作業効率の向上と衛生を理解する。また、一つ一つの技術の目的と効果を理解して技術を修得する。メイクアップの基本技術を修得し、施術時間の範囲内での仕上がりバランスの向上、接客技術の向上を目標とする。	1通	30	1		○		○			○	
16	○		接遇	美容師として必要な言葉遣いや立ち振る舞いなどをはじめ、接遇の基本的な部分を学習する。接客業のプロフェッショナルを目指す者に必要な接遇の力を身につける。	1前	30	1	○	△		○			○	

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科)															
必 修	分類		授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
17	○		作品制作	1年次では美容実習で学んだ「毛髪を梳く・分ける・まとめる・留める」という基礎課題が修得できているかを実践・確認する。競技会入賞作品を参考に上位を目指す。毛髪を扱うための基礎技術を使い、新日本髪への作成を通し、基礎技術の重要性について認識する。2年次では新たに修得した技術と合わせて学生の個人レベルに合わせた作品制作を行い、校内ヘアショー、卒業作品とする。基礎技術が押さえられた発想豊かなヘアスタイルをモデルウィッグにて作成する。	1 後 2 後	120	4		○		○		○		
18		○	エステティックⅢ	デコルテ（胸板）の筋肉や僧帽筋への施術により血液供給、物質代謝を促進させ、離れたところからの働きかけがフェイシャルケアの効果をさらに向上させることを実践して理解する。	2 通	30	1		○		○			○	
19		○	ネイルⅢ（総合技術／ネイル1）	日本ネイリスト検定2級取得を目標に、プロとしてのネイルケアの技術を修得する。また、サロンワーク及び技術競技大会で通用するアート技術を磨く。	1 通	30	1		○		○			○	
20		○	ネイルⅢ（総合技術／ネイル2）	ネイルの基礎をしっかりと学んだ後、さらに技術を磨いて修得することのできるプロテクニックを学ぶ。	2 通	30	1		○		○			○	
21		○	まつエク（総合技術／まつ毛エクステンションⅠ）	まつ毛エクステンションの正しい知識を身につける。用具類の衛生管理、使用法を正しく理解し、基本的な装着、リムービングの技術を修得する。	1 後	30	1		○		○		○		
22		○	まつエク（総合技術／まつ毛エクステンションⅡ）	用具類の衛生管理、使用法を正しく理解し、実践できるようになる。デザインを取り入れた装着技術を修得する。デザインを理解し、決められた本数を時間内に、正確に美しく仕上げることができるようにする。	2 前	30	1		○		○		○		
23		○	クリエイティブ（総合技術／クリエイティブⅠ）	ヘアスタイル制作の応用力を身につける。ヘアスタイルの仕組みを理解し、自分の力でスタイルづくりが行えるようにする。	1 後	30	1		○		○		○		

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科)																
分類	必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
									講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
			○	クリエイティブ（総合技術／クリエイティブⅡ）	今日のサロン現場におけるクリエイティブワークの技術と理論を研究・考察を行い、実習というかたちで経験し、サロン現場に役立つ知識とスタイル発想力を高めていく。通常実習で学ぶ基本ヘアスタイルと技術を基にデザイン力を鍛え、個人が発想した独創的なヘアスタイルを応用技術において現実化し、カメラを用いたフォトアートとしてクリエイティブ作品を制作する。	2前	30	1		○		○		○		
			○	ブライダル（総合技術／ブライダル1）	TP0に応じたメイクアップ技術の修得ができるように相モデルによる実践授業を行う。さまざまな年齢層に対応できる技術、知識を修得する。ブライダル業界で即戦力になる細やかな配慮ができる人材育成を行う。	1通	30	1		○		○		○		
			○	ブライダル（総合技術／ブライダル2）	ブライダル現場を想定した実践授業が中心。和装、洋装、ヘアメイクトータルでのバリエーションを増やす。ブライダル業界での即戦力になる細やかな配慮ができる人材となることを目指す。また、さまざまな場面での機転が利く人材になることを目指す。	1通	30	1		○		○		○		
合計						26 科目			67 単位（単位時間）							

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件：履修しなければならない科目の67単位をすべて修得すること。	1学年の学期区分	2期
履修方法：本校に登校した上で、講義、演習および実技を履修する。	1学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。